

平成 22 年 2 月 16 日

各位

東京都公立中学校 P T A 協議会
会長 八木正広

平成 21 年 11 月 20 日(金)、都庁第 2 庁舎会議室にて要望事項の回答についての会議が開催されました。内容によって担当する部署の係長・指導主事の参加を得て、口頭による考え方の説明や回答がありました。内容に沿ってまとめましたのでお知らせします。

東京都教育委員会への要望と回答

1 教育環境の確保について

1. 学級編制の柔軟な対応について

文部科学省では第 7 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の『学級編制及び教職員定数の仕組み』の中で「個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用」「学級編制の弾力化」を取り上げ、弾力的な運用や設定が可能であると説明しています。また平成 18 年度版文部科学省白書でも「学級編制の弾力化」の項目の中で、「平成 15 年度から、各都道府県教育委員会の判断により、例えば学年などを限定する特例的な場合に限らず、40 人を下回る一般的な基準（例えば県内一律の 38 人学級編制）を定めることも可能となるよう弾力化を図るとともに、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、柔軟な学校編制が可能であることを改めて周知し、学級編制の一層の弾力化を図りました。」と説明されており、教職員定数の運用についても弾力化を図っている、と伝えています。都内各区市における現状は様々です。教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障するため、他県での導入が進んでいるように東京都教育委員会として導入していくようお願いします。

[回答]

公立小中学校の学級編制の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 2 項により、40 人と定められております。また但し書きには、『都道府県教育委員会が児童生徒の実態を考慮して、特に必要と認める場合には、40 人を下回る数を学級編制基準とすることができる』とされておりますが、東京都教育委員会といたしましては、生活集団としての教育効果を考えた場合、児童生徒が集団の中で互いに切磋琢磨し社会的適応能力を育むために、学級には一定の規模が必要であると考え、40 人を基準としているところです。今後とも、更に基礎学力の向上に配慮してきめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた多様な集団を編制できる少人数指導が有効であると考えており、引き続きその充実に努めてまいります。

[質問]

学級編制について、東京都として一律ではなく、地域における違いがあることから、各地区教育委員会に編制の権限をおろすことはできないのでしょうか。

[回答]

法律に規定があるため、区に学級編制権をおろすことはできません。

[回答]

学級編制の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 2 項により、40 人と定められております。先の回答のように考え、実施しています。

[質問]

実際の学校では、子ども達の体格が大きくなり 40 人基準では教室に余裕がありません。現状をよく見ていただき、学級編制人数の減を都教育委員会から文部省に提言していただきたい。

[質問]

文部科学省では、学級編制の弾力化を図るといっています。実際、他府県では弾力化を図り柔軟な対応をして、効果をあげているところがあります。

東京都教育委員会の中で定数の問題について、話し合われたことがあるのでしょうか。

国からは弾力的な学級編制が可能といわれているのです。現場の先生は実態を良くご存知ですから工夫もできるのではないのでしょうか。東京都教育委員会として取り上げていただきたい。また、教員一人当たりの生徒数は全国平均 15.7 人と文部科学省から出されていますが、東京都の現状はどうでしょうか。少子化で地方と東京では違っていると思われるので、数値をお知らせください。

[回答]

東京都教育委員会としては、生活集団としての教育効果を考える場合には、集団の中で互いに切磋琢磨し社会的な適応能力を育むためにある程度の一定規模の学級規模が必要であると考えています。学力向上のためのきめ細かな指導を行っていくためには、教科等の特性に応じた様々な集団を編制できる少人数指導が有効であると考えていますので、ご理解をいただきたい。

[後日回答]

平成 21 年度 学校基本調査（速報値） より 生徒総数 225,885 名
全教員数 14,360 名

東京都教員一人当たりの中学生の数は、15.7 人 となります。

[質問]

生徒の生活指導も行なわれている先生方です。クラスの人数についても、子ども達のことを考えていただけたらと思います。

[回答]

ご要望は私たちも真摯に受け止めていきたいと考えています。

東京都教育委員会は平成 21 年 12 月 17 日「小 1 問題・中 1 ギャップの予防・解決のための教員加配について」で対応施策をまとめ、発表しています。両学年を対象に、2010 年度から 39 人以下の少人数学級を導入し、3 年間で準じ少なくしていく。少人数学級にするかどうかは各校が選ぶようになっていて、現場の実情にあった選択ができるようになっていきます。少人数学級の導入は全都道府県で最も遅い導入となっています。

2. 教員の増員と配置等に関して

昨年 1 月、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」のなかで、教職員定数の改善がうたわれています。

東京都では基礎学力向上のため、チーム・ティーチングや少人数指導、習熟度別授業の実施が行われていますが、より充実した授業を行うためには教員の増員が必要と考えます。授業の準備や子どもへの対応にゆとりが生まれるよう、また今後増えていく授業時間に対応して教員の増員をお願いします。また、学校の規模の大小にかかわらず、すべての教科、特に主要 5 教科は正規教員の配置となるよう、教員配置の改善をお願いします。

[回答]

中学校の教職員定数配当基準につきましては、国の公立義務教育諸学校の学級編制および教

職員定数の標準に関する法律（＝義務標準法）の基準を踏まえて定めています。都教育委員会では、これまで国の計画を踏まえ、きめ細かな教科指導を通して基礎学力の向上を図れるよう、少人数指導や習熟度別授業の充実を努めるなど、教員の定数改善に努めてきたところです。都教職員の定数は国の基準を上回っているところもあり、厳しい定数を取り巻く環境から、現時点ではこれ以上の教職員増員は困難な状況です。今後、教職員定数につきましては、国の定数改善に関する動向を注視するとともに、都の財政状況を踏まえ対応していきます。

教員の配置にあたりましては、学校の経営計画を踏まえた校長の人事構想に基づき、区市町村教育委員会と連携を図り、全都的な視野に立った配置を行っています。基本的には、校長の構想に基づいた配置ができるような調整を、区市町村単位で行っています。具体的な配置にあたっては区市町村教育委員会が担当しています。

[質問]

人事権の区市町村への委譲は可能ではないのでしょうか。

[回答]

正式な教員ということではなくて、非常勤とかソーシャルワーカーとかそういう人のことですか。

[質問]

それも含めて。

[回答]

正式な教員だと任命権もあるのでそこをおろすというのは国の縛りもあり、都独自にできるということではないのです。杉並区など独自の教員を採用されているところはありますが、全体として人事権を委譲するという話になってくると、一地方公共団体だけではできないというところがあります。非常勤や正規任用ではない人に関しては、実際いろいろな職種があり、区市町村により違いはありますが、縛り自体は特にありません。

スクールカウンセラーについて国の補助事業として東京都で採用した方々を区市町村に派遣している形があります。これについては東京都の責任において採用しています。それ以外に各区市町村で、〇〇支援員や〇〇相談員などの名称で非常勤で雇い、学校に派遣しているものがあります。こちらは区市町村独自で要綱や規約を作って進めています。

3. 授業時間の増加にあたり

平成 24 年施行の新学習指導要領の実施に伴い今年度より移行措置がとられ、授業時数が増えています。各地域、学校ごとに夏休みや土曜日を活用して様々な工夫をしていますが、3 年後には 2940 時間から 3045 時間に増える授業時間について、週 5 日制の中でどのように授業時間を確保していくのか都教育委員会としての対策をお教え願います。

[回答]

平成 24 年度から中学校では、年間で 980 時間の授業時間（＝授業時数）が 1015 時間に増加になり、3 年間まとめると 2940 時間から 3045 時間になります。具体的には、週あたり 1 時間の授業時数の増加になります。各市区町村では実態に合わせ取組んでいますので、都教育委員会としては、区市町村教育委員会のそれぞれの取り組みの情報収集にあたるとともに、各教育委員会と情報共有をしていきたいと考えています。

[質問]

授業時数の増加が予定されていますが、土曜日授業の復活について考えているのでしょうか。

[回答]

週あたり 35 時間、年 35 週で計算していますが、実際は生徒の授業時数は年間 40 週位あります。現実には 1100 時間ほど行っており、今の 980 時間の設定から余剰時間があります。その余剰時間を委員会活動や様々な学校行事、生徒総会などに活用しています。

その中での活用は十分に考えられるのですが、土曜日の活用については、あくまでも国の施策で行っています（学校週5日制）ので、都教委としては、学習指導の中で、長期休業日等の活用が言われていますので、土曜日や休業日も含め活用と言われている範囲の中では行えるのですが、学校週5日制の趣旨を逸脱してということになると、教育だけで考えられる問題ではありません。土曜日や夏休みなどに授業を実施するに際しては、子ども達の過重負担にならないか、という事も配慮する必要があります。今後土曜日の活用については検討の必要があると考えていますが、区市町村教育委員会でもいろいろと取り組みを工夫していただいておりますので、その工夫につきまして東京都教育委員会としては、協力していきたいと考えています。

東京都教育委員会では、22年1月14日付け「小・中学校における土曜日の授業の実施に係る留意点について」で、土曜日における授業の実施について『○前提内容を決め、月2回を上限とし実施 ○必要とする区市町村教育委員会や学校の自主的な判断により実施する』等、各区市町村教育委員会教育長に通知しています。

4. 学校図書館の充実について

「東京都子ども読書活動の推進計画」に基づき、子どもの読書環境の整備や人材の育成に取り組まれています。学校図書館が学習活動を支える重要なメディアセンターとしての機能を果たすためには、資料の充実と専任の司書の配置を欠かすことができません。

東京都の公立中学校においては12学級以上に限らず、11学級以下の学校でも、専任の司書教諭または学校図書館担当職員の配置をしていただき、読書や学習活動によって子ども達の生きる力を育むために、ぜひとも学校図書館の充実をお願いします。

[回答]

司書教諭は、学校図書館法第5条第2項におきまして『教諭をもって充てる』とされています。都教育委員会では、司書教諭の資格を有する教諭が担当する校務分掌として位置づけています。学校図書館の利用指導につきましては、司書教諭を中心とした学校の全教職員の協力体制のもとで行われるものと考えており、専任の司書教諭の配置は、都の厳しい財政状況から困難なところです。なお、司書教諭に対する持ち時数の負担軽減措置につきましては、これまでも中学校では、12学級以上の学校の司書教諭に対し、2時間の軽減措置を行っています。現在これ以上の時数軽減の拡大は困難です。司書教諭の軽減措置に伴う講師時数の配当についてもこれまで通りに対応してまいります。

[質問]

専任の司書教諭の配置は難しい、司書教諭に対する時数軽減の拡大は難しい、との回答でした。人事の配置はできないが、そのような中で学校図書館の充実についてどのようにお考えなのかお聞きしたい。現状、学校の先生方は学校図書館についてよく知らないというのが、私たちの感覚です。学校図書館をどのように充実させていくかという、専任の司書がいなければ、地域の公共図書館やボランティアなりをどのように活用していくかの話になろうかと思えます。ある区では、区費で非常勤の支援指導員という形で学校図書館に職員を配置していますが、それもお金のある区と無い区では歴全と差が出てくるという状況があり、都としてはどのようにお考えになるのですか。

[回答]

要望書では人的なことでの内容でしたので、今回、質問にお答えできる担当が出席にはなっていません。『人的な措置ができないのであれば何らかの方策をとって充実してほしい』という要望ということで、所管を確認し、後日回答をお伝えしてまいります。

[質問]

学校図書館をどのように充実していくのが主眼だと思いますので、確認をお願いします。

[質問]

全体の中で12学級以上の学校はどのくらいあるのですか。

[回答]

20年5月現在、12学級以上の学校は、260校、11学級以下の学校は336校、合計596校となります。

[質問]

今のことから、司書教諭を配置しなくてもよい学校のほうが多いということですね。こうなると、学校図書館の充実に向けての対策は、ぜひ行っていただきたい。

[後日回答]

公立中学校の学校図書館の充実につきましては、各区市町村の教育委員会にお問い合わせください。

2 部活動について

中学校の部活動は、子ども達にとって学校生活で大きな比重を占めています。しかしながら、教員の異動による部の存続の問題は常に懸念材料としてあります。安定的に部活動を継続できるような方法をお考えいただき、またそれを各地区教育委員会に働きかけをお願いします。

1. 顧問教員について

部活動の指導が教育活動の一環とされたことで先生方の部活動に対する意識も変わり、熱心に土日も返上して指導や試合・大会の引率等を行う先生も多くいます。これらの顧問教員に対しては東京都として更なる処遇改善をお願いします。

[回答]

現行では、週休日または休日に、教育庁が定める対外試合において引率して指導する場合には、1日につき1,700円(1日8時間程度と考える)。同じく、週休日または休日に部活動指導を行う場合には、1,600円(4時間以上指導)をそれぞれ教員特殊業務手当として支給しています。都教育委員会においては、職責、能力、業績に見合った給与制度の構築を行っており、今後とも適切に対応できるよう検討していきます。

2. 外部指導員について

外部指導員の導入については、地区によって大きく差があり、指導員の確保すらも難しい地域もあります。教育の一環として行われている部活動ですから、教員ではなくとも相応の指導力、知識等は必要だと考えています。

- ① 全都を通じての指導員の待遇を統一できるようにお願いしたい。
- ② 外部指導員のための研修等で一定の資質を備えるようにしていただきたい。
- ③ 研修を受けた指導員を登録制にして全都の学校から指導要請ができるようにしていただきたい。

[回答]

外部指導員の導入や対応については、区市町村教育委員会がそれぞれ定めていますので、東京都として統一となる対応は難しいと考えています。都教育委員会としては、顧問教諭と外部指導員を対象として『部活動指導者講習会』行っています。また、『外部指導員のための部活動指導の手引』の作成・配布を通し、外部指導者の資質向上を図っています。安定的に部活動を継続できるような方法として、今年度から、学校事情などによって発生する公立中学校の部活動の休廃部(顧問教諭の異動等)を、外部指導員の導入によって防止し

ようとする区市町村教育委員会に対して、その導入費用の一部を補助する（1/2 補助）ことで、部活動の振興に努めています。

[質問]

地元では外部指導員に意見が言いにくい。都から指導していただくほうが良い場合がある。資質向上のためにも都の指導をお願いしたい。

3. 課外活動振興協議会について

東京都におきましては、部活動の諸所の問題について部活動基本問題検討委員会、部活動振興専門委員会、そして平成 18 年度より部活動振興協議会が発足されました。平成 19 年に『部活動振興基本計画—運動部振興に向けた 20 の提言—』、『部活動顧問のハンドブック』そして平成 20 年に『外部指導員のための手引き』を発行・配布されました。その計画では「文化部活動振興計画の提言」とありましたがどのような提言がされたのかお教え願います。また、この協議会以降の部活動についての進捗状況をお聞かせ願います。

[回答]

文化部活動振興計画については、昨年度より検討を始め、年度をまたぎ現在も検討を継続中です。もう少しお時間をいただきたい。

部活動振興の進捗については、様々な方策、提言に基づき、部活動振興や競技力向上等に策を講じています。

- ・ 休廃部への対応としての外部指導員の導入事業
- ・ 都総合体育大会への開催支援
- ・ 中学生の強化練習会を都中学校体育連盟 20 競技へ依頼（国体等に関連して）
- ・ 国体強化部活動候補選手の指定

広く目的を持って取り組むこと（トップ選手に限らず）として、部活動や運動を励みにして、生活も明るく豊かにしていく願いを持って指定しています。

[質問]

文化的な展示会や発表会等にサポートというのは現在あるのですか。

[回答]

後援等はやっていますが、私は運動の方の部署なので例えば中体連だとこれ位というのは分かるのですが、文化部活動の大会についてそれぞれの後援がどうなっているのかわからないことです。先ほど申し上げた、休・廃部のための外部指導員補助は運動部、文化部に限らず実施していますが、文化部の大会等に都から補助金のような形で出ているかどうかというのは、今わかりません。

[質問]

スポーツに関しては補助なりサポートというのはあるのですか。

[回答]

総合体育大会に分担金という形で出しています。

[質問]

ぜひ、文化的な方の研究も進めていただいて、同じ中学生なので、文化的な興味がある子、運動に興味のある子、両方にサポートをお願いしたい。

[回答]

昨年から継続しています課外活動振興協議会の文化部活動の検討に中学校文化連盟の会長さんにも入っていただいています。その辺のことも入れながら今検討を進めているところです。今後、今お話のあったようなところがまとまって出てくれば、ありがたいなと思っています。

[後日回答]

大会開催等に関する分担金については、東京都教育庁指導部から東京都中学校体育大会の開

働について分担金を支出していますが、文化系活動には支出しておりません。

3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて

スクールカウンセラーはすべての学校に配置されるようになり、大きな成果を上げていますが、更なる増員と配置時間数の増加を望みます。

昨今では、学校生活における問題だけでなく、家庭環境に問題のある生徒も増えています。この問題はスクールカウンセラーや学校だけでは対応しきれず、問題解決のためにはスクールソーシャルワーカーの存在が大変重要な役割を果たしています。

文部科学省では配置を進めていますが、東京都として今後どのように進めていくのか、考えをお聞かせください。

[回答]

スクールカウンセラーの中学校全校への配置は他校種に先駆けて、15年度より実施しています。スクールカウンセラーの配置は、13年度から国の補助事業として実施してきました。20年度までは、1/2が国の補助でしたが、その後補助率が変更となり、現在は経費の1/3が国の補助となり、残りを都が負担する状況で、都の負担が増加しています。このような状況の中で、現段階では、スクールカウンセラーの増員と配置時間の増加は大変困難な状況です。スクールソーシャルワーカーの活用事業を、国の補助を受け、20年度には事業実施を希望する16の区市において事業を実施し、21年度には希望する15の地区において実施してきました。20年度は国の委託事業として経費の全額の補助を受けていましたが、21年度からは国の補助事業の形になり、補助対象が経費の1/3となりました。これらの状況と今後の国の動向を踏まえ、東京都としては、この事業のこれからの実施形態等を検討していく所存です。

[質問]

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが国の補助もありますが、東京都では何人ぐらい派遣されていますか

[回答]

現在派遣をしているスクールカウンセラーの人数は小中高合わせて600名程度です。スクールソーシャルワーカーは、東京都がスクールカウンセラーのように一律に採用して各区市町村に派遣しているではありません。国の補助をうけてスクールソーシャルワーカーを実施しているのが15の区市です。この15の区市の状況に合わせて必要な方を採用して派遣をしていただいています。人数というのは区市によってまちまちですね。15地区で人数は63~64名位です。実施をしていただいているのは、墨田区、江東区、中野区、足立区の4区と三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小平市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、羽村市、西東京市の11市です。

4 学校の施設・設備について

1. 耐震化工事について

東京都の公立小中学校の耐震改修状況について20年4月現在で76.7%ということですが、東海沖地震、首都直下型地震が近々に起きてもおかしくないと予測される状況にありながら、地域によって耐震化の格差があるのが現実です。大地震の時には校舎および体育館の耐震化は子ども達の命に係わる大問題です。また、学校は地域の非難拠点ともなっています。平成24年度までに耐震化の完了が達成目標となっていますが、近年の財政状況の悪化のなかにおいても各市区町村で計画の遅れがないように、東京都として耐震化工事を一刻も早く促進されるよう、各地区教育委員会へのより一層の働きかけをお願いします。

[回答]

学校施設は、生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には避難場所となるなど、重要な役割を担っており、耐震化を早急に完了する必要があると考えています。東京都は『10年後の東京』の策定により、平成27年度までに小中学校等の100%耐震化を図ることを目標とし取り組んできたところですが、平成20年4月現在、76.7%であった耐震化率が、平成21年4月現在、82.6%まで上昇しています。さらに学校施設の耐震化の重要性、緊急性に鑑みて、『10年後の東京への実行プログラム2009』におきましては、構造耐震指標であるIS値0.3未満の建物については平成22年度までに、IS値0.6未満の建物については平成24年度までに耐震化を完了とすることを目標とし、『10年後の東京』に掲げた目標を3年間前倒ししています。この目標を実現するため、都教育委員会は平成20年度から、区市町村に対する財政支援および人的支援を行うとともに、学校ごとの個別具体的な課題の把握やその解決に向けた助言に努めるなど、耐震化を加速するための取り組みを進めています。今後とも区市町村との連携をさらに深め、これまでの取り組みを強化することにより、早期に学校施設の耐震化完了を図っていきたいと考えています。

2. 校庭の緑化推進について

東京都環境局自然環境部緑環境課では壁面の緑化及び校庭の芝生化を進めており、ヒートアイランド対策及び緑化対策、環境学習効果や地域のコミュニティ形成などを目的としていますが、効果がどの程度現れているのか、数値を持ってお聞かせください。

[回答]

校庭の芝生化については環境局が所管になっており、具体的な効果とか取り上げられている内容については教育委員会ではお答えできる状況にありません。

校庭の緑化推進と地域のコミュニティ形成などについて数値での回答は難しいですが、いくつかの都内の事例を踏まえながら、現状を説明していきます。

校庭の芝生を生かして、子ども達が安心して運動し遊べる環境を積極的に作り、芝生の維持管理等を安定的に取り組んでいくためには、学校だけで行うにはなかなか難しい状況があります。学校はもとより、保護者、PTA、地域のいろいろなスポーツ団体が連携をしながら一緒に取り組んでいくと、より効果的な活動につながっていくという状況にあります。環境局の補助事業として行っているところは、地域を巻き込んで校庭の芝生化をすすめていると聞いています。

学校により地域とのかかわり方は、芝生の面積や地域の状況により様々ですが、比較的地域が芝生活用に積極的にかかわっている学校では、学校、保護者、地域の方々による『〇〇学校グリーンキーパー』とか『〇〇学校芝生応援団』という名称で学校ごとの組織が作られ、芝生の育成状況の確認や芝刈りや雑草取りなど、維持管理作業を定期的に行っている学校もあります。地域がこのような作業に積極的にかかわっている学校では、単に芝刈りなどの作業を行うだけでなく、学校と連携のもとに芝生を活用した様々な活動が行われています。たとえば芝生の校庭でのキャンプ、タグラグビーなど軽スポーツやレクリエーション活動、芝生の上でのコンサート、野点などの文化活動など、芝生校庭の特色を生かして子どもや地域を対象にした取り組みが行われている学校があります。このように校庭の芝生化を契機として、ヒートアイランド対策や子どもの体力向上にとどまらず、芝生校庭を積極的に活用して地域のコミュニティづくりの形成を目指す活動が展開されるなど、地域の教育力を高める活動にもつながっていく効果が期待されています。

[質問]

校庭緑化について、回答の中では良い部分の説明がありましたが、実際にはそればかりでは

ない部分があります。緑化推進や緑を守る等のいろいろなグループができてくると思いますが、PTAの負担になっているところもあります。校庭を教育や遊びで子ども達が自由に使っていると芝が傷んでしまう。日陰になって芝が育たない。はげた部分が出てくる。緑化ということであれば、これらについて対策をもう少し考えていただきたい。芝の種類についても考えていただきたい。ある区における学校の校庭はコンクリートでできているところが多く、校庭へ芝生を入れた学校があるのですが、運動会の開催の早い時期から地域の活用が制限されたり、テニスでの使用で一定の場所が擦り減ってしまうので使用が制限されたり、今までの使い方ができなくなってきました。

今後も屋上緑化が出てくるでしょうが、そこについても説明があればよかったです。

[回答]

校庭の芝生化にあたって、担当の環境局同席の手配ができ、回答できればよかったです。段取りの問題もあり、申し訳なく思います。

環境局のホームページに、ヒートアイランド対策に関連して、芝生校庭とダスト舗装校庭の測定結果や温度差について報告されています。また運動場芝生化事業の補助金交付要綱や考え方などが掲載されています。

地域で使用における制限が生じている状況については、事業主体の環境局に今回の意見をお伝えしていきます。また学校や地域に対してはPTAからお伝えしていただきますようお願いいたします。

5 インターネットについて

社会の急激な変化により、ITは急速な勢いで進化しています。この現状についていけない保護者はもとより、先生方も困惑している状況があります。そこで本協議会においては3月、7月に理事研修を行い、企業担当者の指導の下実際に持参の携帯電話を使い、サイトやプロフを見て現状や問題点など、勉強会を行いました。

東京都教育委員会では、今年度より学校非公式サイト等の監視を開始するなど積極的な取り組みをされていますが、引き続き子ども達、先生方、保護者への啓蒙活動を一層推進されるようお願いします。

[回答]

都教育委員会では、21年6月18日から、学校非公式サイト等の監視を業者委託によって開始しました。10月末までの監視結果で発見された不適切な書き込みは、6500件ほどにのぼり、そのうち、最も多かったものは、自分自身の個人情報の公開で、全体の4割余りを占めています。これは、電話番号、住所は番地まで、ケータイのメールアドレスが掲載されていたものです。今後はこれらの結果をもとに、指導資料・リーフレットを作成、配布し、学校における情報モラル教育を推進していきます。

[都中Pより情報・お願い]

家庭でインターネットを使用する際、無線LANを導入している家庭も増えているのかなと感じるのですが、無線LANをご家庭で設定するのにロックを掛けていない家庭が地域によっては6軒中4軒もロックを掛けていない地区があります。今、無線LANの電波を使うことによって携帯電話でも簡単にインターネットを外で見ることができるという状態になってきており、子ども達が家庭で導入されている無線LANを外にしながら携帯電話で使うことができるという現状です。その家庭でロックされていない無線LANの電波を使い、誰も知らない人間が、あるいは子どもであるか外部者であるかわからないですが、インターネット上のIPアドレスを使って外で、そこで犯罪が起こったら、IPアドレスを持ったその家庭にまずは警視庁がいくだろうな、という懸念があります。なぜこの教育委員会の皆さんにお話しするのかというと、ある行政の方にこの現状をお話ししたとき、「いや、行政関

係は全部ロックを掛けていますから大丈夫です」とお話になりました。それはもう行政管轄内においては完全にロックをされていますでしょうが、民間の一般家庭でこういった現状があるということを知っていただくという事と、子ども達がそれに気が付き始めて無線LANで使えるエリアに行って何か色々やる、という事が今後可能性としては十分考えられるのではないかと思ひ、あえて今、ここで紹介させていただきました。

今後東京都教育委員会でも冊子等で、犯罪につながる可能性があるということを考えていただきながら、対策を考えていただきたいと思ひます。量販店等では「個人の責任においてまかせられています」と言いますが、家庭ではロックを掛けていないところが多くあるのです。例えば、電車に乗っているとき、ロックを掛けていない家庭の電話が通話されることがあります。今日のインターネット環境の中で、子ども達がまた家庭が犯罪などに巻き込まれないように、指導していく必要があるのではないのでしょうか。

ロックを掛けていないIPアドレスを使って、電波を使って子ども達が携帯電話を使うとどういう状態になるかという、その家庭の電波が使われる事によって、一定料金で契約がされていないと料金が膨大に跳ね上がります。子ども達がそこでたむろして使うと、その家庭の通信費が上がってってしまう事が考えられます。